

広島市報

定期第992号
平成25年1月31日発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

○広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（第53号）	9
○広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（第54号）	9
○広島市保護施設設備等基準条例（第55号）	12
○広島市養護老人ホーム設備等基準条例（第56号）	13
○広島市軽費老人ホーム設備等基準条例（第57号）	14
○広島市児童福祉施設設備基準等条例（第58号）	15
○広島市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例（第59号）	16
○広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（第60号）	19
○広島市診療所専属薬剤師配置条例（第61号）	22
○広島市旅館業法施行条例（第62号）	22
○広島市興行場法施行条例（第63号）	24
○広島市公衆浴場法施行条例（第64号）	26
○広島市クリーニング業法施行条例（第65号）	28
○広島市理容師法施行条例（第66号）	29
○広島市美容師法施行条例（第67号）	30
○広島市道路構造基準等条例（第68号）	30
○広島市自転車等駐車場条例及び広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例（第69号）	31
○広島市市営駐車場条例の一部を改正する条例（第70号）	31
○広島市下水道条例の一部を改正する条例（第71号）	32
○広島市河川管理施設等構造基準条例（第72号）	32
○広島市公園条例の一部を改正する条例（第73号）	32
○広島市議会委員会条例の一部を改正する条例（第74号）	33
○地方自治法第207条等による費用弁償額及び支給方法条例の一部を改正する条例	

（第75号）	33
--------	----

規 則

○広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（第92号）	33
○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第93号）	33
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（第94号）	33

告 示

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定	34
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	34
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	34
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	34
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出	34
○地域包括支援センターの所在地の変更の届出	35
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	35
○自転車等の所有権の取得	36
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出	36
○住居表示の実施	37
○介護保険法による事務の委託	40
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定	40
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	40
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業所等の変更の届出	40
○広島市市税条例による寄附金の指定	40
○出納員の事務の一部委任 3件	41
○開発行為に関する工事の完了	42

○市道の路線廃止	42
○市道の路線認定	42
○道路の区域決定	43
○道路の供用開始	43
○町の区域の変更等について	44
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の 廃止	51
○開発行為に関する工事の完了	51
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物 処分手数料の収納事務の委託	51
○出納員の事務の一部委任 3 件	51
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための施術者の 指定	52
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための施術者の 廃止	52
○公共下水道の供用開始	52
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の 処理開始	53
○農業集落排水処理施設の供用開始	53
○開発行為に関する工事の完了	53
○自転車等の所有権の取得	53
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平 和記念都市建設計画）用途地域の変更	53
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平 和記念都市建設計画）防火地域及び準防火 地域の変更	54
○開発行為に関する工事の完了	54
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物 処分手数料の収納事務の委託	54
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための医療を担 当する機関の指定	54
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による指定医療機関の廃止	54
○会計管理者の事務の一部委任	55
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止	55
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による医療扶助のための施術者の 指定	55
○放置自転車等の撤去（中区） 2 件	55
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中	

区）	55
○放置自転車等の撤去（中区） 5 件	55
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）	56
○放置自転車等の撤去（中区） 2 件	56
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）	56
○放置自転車等の撤去（中区）	56
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）	56
○放置自転車等の撤去（中区） 3 件	57
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）	57
○建築基準法による道路の位置の指定（中区）	57
○放置自転車等の撤去（中区） 3 件	57
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）	57
○放置自転車等の撤去（中区）	58
○放置自転車等の撤去（東区） 4 件	58
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃 止（東区）	58
○放置自転車等の撤去（東区） 4 件	58
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更（南区）	59
○放置自転車等の撤去（南区）	59
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）	59
○放置自転車等の撤去（南区）	59
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）	59
○放置自転車等の撤去（南区）	59
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）	59
○放置自転車等の撤去（南区） 2 件	59
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）	59
○放置自転車等の撤去（南区）	60
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）	60
○放置自転車等の撤去（南区）	60
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）	60
○放置自転車等の撤去（南区） 2 件	60
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）	60
○放置自転車等の撤去（南区）	60
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）	60
○放置自転車等の撤去（南区）	60

○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区） 2件	61
○建築基準法による一団地の認定（南区）	61
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（南区）	61
○放置自転車等の撤去（西区）	61
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）	61
○放置自転車等の撤去（西区） 2件	61
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）	61
○放置自転車等の撤去（西区） 3件	62
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）	62
○放置自転車等の撤去（西区） 2件	62
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）	62
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	62
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）	62
○路線の終点の表示の変更（安佐南区）	62
○道路の供用開始（安佐南区）	63
○建築基準法による道路の位置の廃止（安佐南区）	63
○住居表示の実施（安佐南区）	63
○市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）	65
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）	65
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	65
○放置自転車等の撤去（安佐北区）	65
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）	65
○道路の区域変更（安佐北区）	65
○道路の供用開始（安佐北区）	65
○吹屋町内会の代表者等の変更（安佐北区）	65
○放置自転車等の撤去（安芸区）	66
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	66
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区） 2件	66
○桜台自治会の代表者等の変更（安芸区）	66
○放置自転車等の撤去（安芸区）	66
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	66
○区出納員の事務の一部委任（佐伯区）	66
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）	67

○放置自転車等の撤去（佐伯区）	67
○区出納員の事務の一部委任の解除（佐伯区） 2件	67
○放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件	67
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）	68
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）	68
○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件	68
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）	68
○住居表示の実施（佐伯区）	68
○放置自転車等の撤去（佐伯区）	70

区 告 示

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（中区）	70
○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（東区）	70
○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（東区）	70
○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）	70
○自動車臨時運行許可番号標の失効（西区）	70
○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（西区）	70

市 議 会 規 則

○広島市議会会議規則の一部を改正する規則（第5号）	71
---------------------------	----

選 管 告 示

○平成24年12月2日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求に必要な選挙人の数	71
○平成24年12月3日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求に必要な選挙人の数	71

区 選 管 告 示

○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（中区）	72
○公職選挙法による、平成24年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（中区）	72
○公職選挙法による、平成24年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（中区）	72

○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日（中区）	72
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日（中区）	72
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置（中区）	72
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（中区）	73
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（中区）	73
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙において在外選挙人名簿に登録され ている選挙人が投票を行う期日前投票所の 指定（中区）	73
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任（中区）	73
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（中区）	73
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時（中区）	73
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時（中区）	73
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任（中区）	74
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが 3 人以上あるときのくじ を行う場所及び日時（中区）	74
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院比例 代表選出議員選挙における開票に関し、名 簿届出政党等から届出のあった開票立会人 となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ を行う場所及び日時（中区）	74
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所（中区）	74
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員	

総選挙における投票所の場所についての修 正（中区）	74
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者の選任 についての修正（中区）	74
○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間 （東区）	74
○公職選挙法による平成 2 4 年 1 2 月 2 日に において選挙人名簿に登録した者の氏名、住 所及び生年月日（東区）	75
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 2 日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日（東区）	75
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日（東区）	75
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所地及 び生年月日（東区）	75
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置（東区）	75
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（東区）	75
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（東区）	75
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙において在外選挙人名簿に登録され ている選挙人が投票を行う期日前投票所の 指定（東区）	76
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任（東区）	76
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（東区）	76
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時（東区）	76
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時（東区）	76
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任（東区）	76
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候	

補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（東区）	76
○平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（東区）	77
○平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（東区）	77
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における広島市東区役所期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任による新たな選任（東区）	77
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における広島市東区戸坂第四投票区投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任による新たな選任（東区）	77
○公職選挙法による平成24年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（南区）	77
○公職選挙法による、平成24年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（南区）	77
○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（南区）	77
○公職選挙法による、平成24年12月3日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（南区）	78
○公職選挙法による、平成24年12月3日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（南区）	78
○平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（南区）	78
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（南区）	78
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（南区）	78
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（南区）	78
○平成24年12月16日執行の衆議院議員	

総選挙における投票所の開閉時刻の繰り上げ（南区）	78
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	79
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	79
○平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（南区）	79
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（南区）	79
○平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）	79
○平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（南区）	79
○平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（南区）	79
○平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（南区）	80
○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（西区）	80
○公職選挙法による、平成24年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（西区）	80
○公職選挙法による、平成24年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（西区）	80
○公職選挙法による、平成24年12月3日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（西区）	80
○公職選挙法による、平成24年12月3日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（西区）	80
○平成24年12月16日執行予定の衆議院	

小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置（西区）	80
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（西区）	81
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（西区）	81
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙において在外選挙人名簿に登録され ている選挙人が投票を行う期日前投票所の 指定（西区）	81
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任（西区）	81
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（西区）	81
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時（西区）	81
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時（西区）	81
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任（西区）	82
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが 3 人以上あるときのくじ を行う場所及び日時（西区）	82
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院比例 代表選出議員選挙における開票に関し、名 簿届出政党等から届出のあった開票立会人 となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ を行う場所及び日時（西区）	82
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所（西区）	82
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 2 日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日（安佐南区）	82
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 2 日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日（安佐南区）	82
○昭和 5 5 年広島市安佐南区選挙管理委員会 告示第 1 7 号の投票区の設置の告示の一部	

変更（安佐南区）	82
○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間 （安佐南区）	83
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日（安佐南区）	83
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日（安佐南区）	83
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置（安佐南区）	83
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（安佐 南区）	83
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（安佐 南区）	83
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙において在外選挙人名簿に登録され ている選挙人が投票を行う期日前投票所の 指定（安佐南区）	84
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（安佐南区）	84
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任（安佐南区）	84
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時（安佐南区）	84
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所（安佐南区）	84
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時（安佐 南区）	84
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任（安佐南区）	84
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが 3 人以上あるときのくじ を行う場所及び日時（安佐南区）	85

○平成24年12月16日執行の衆議院比例 代表選出議員選挙における開票に関し、名 簿届出政党等から届出のあった開票立会人 となるべき者が10人を超えるときのくじ を行う場所及び日時（安佐南区）……………	85
○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間 （安佐北区）……………	85
○地方自治法による広島県議会議員正木篤解 職請求者署名簿（安佐北区）……………	85
○公職選挙法による、平成24年12月2日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日（安佐北区）……………	85
○公職選挙法による、平成24年12月2日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日（安佐北区）……………	85
○公職選挙法による、平成24年12月3日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日（安佐北区）……………	85
○公職選挙法による、平成24年12月3日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日（安佐北区）……………	86
○地方自治法による広島県議会議員正木篤解 職請求者署名簿の署名の効力に関する証明 の終了（安佐北区）……………	86
○平成24年12月16日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置（安佐北区）……………	86
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（安佐北区）……………	86
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（安佐 北区）……………	86
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙において在外選挙人名簿に登録され ている選挙人が投票を行う期日前投票所の 指定（安佐北区）……………	86
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（安佐 北区）……………	86
○平成24年12月16日執行の衆議院総選 挙における投票記載所の候補者の氏名等の 掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及 び日時（安佐北区）……………	87
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時（安佐 北区）……………	87

○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任（安佐北区）……………	87
○平成24年12月16日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が10人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが3人以上あるときのくじ を行う場所及び日時（安佐北区）……………	87
○平成24年12月16日執行の衆議院比例 代表選出議員選挙における開票に関し、名 簿届出政党等から届出のあった開票立会人 となるべき者が10人を超えるときのくじ を行う場所及び日時（安佐北区）……………	87
○平成24年12月16日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所（安佐北区）……………	87
○広島県議会議員正木篤解職請求者署名簿の 有効署名総数（安佐北区）……………	87
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任（安佐北区）……………	88
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者の辞任 に伴う新たな選任（安佐北区）……………	88
○公職選挙法による、平成24年12月2日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日（安芸区）……………	88
○公職選挙法による、平成24年12月2日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日（安芸区）……………	88
○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間 （安芸区）……………	88
○公職選挙法による、平成24年12月3日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日（安芸区）……………	88
○公職選挙法による、平成24年12月3日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日（安芸区）……………	88
○平成24年12月16日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置（安芸区）……………	89
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（安芸区）……………	89
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（安芸	

区)	89
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙において在外選挙人名簿に登録され ている選挙人が投票を行う期日前投票所の 指定(安芸区)	89
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任(安芸区)	89
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任(安芸 区)	89
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時(安芸区)	89
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時(安芸 区)	90
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任(安芸区)	90
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが 3 人以上あるときのくじ を行う場所及び日時(安芸区)	90
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院比例 代表選出議員選挙における開票に関し、名 簿届出政党等から届出のあった開票立会人 となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ を行う場所及び日時(安芸区)	90
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所(安芸区)	90
○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間 (佐伯区)	90
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 2 日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、 住所及び生年月日(佐伯区)	90
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 2 日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日(佐伯区)	91
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 において選挙人名簿に登録した者の氏名、	

住所及び生年月日(佐伯区)	91
○公職選挙法による、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 までに新たに在外選挙人名簿に登録した者 の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び 生年月日(佐伯区)	91
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置(佐伯区)	91
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置(佐伯区)	91
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置(佐伯 区)	91
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙において在外選挙人名簿に登録され ている選挙人が投票を行う期日前投票所の 指定(佐伯区)	91
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票所を閉じる時刻の繰り 上げ(佐伯区)	92
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における投票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任(佐伯区)	92
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任(佐伯 区)	92
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時(佐伯区)	92
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時(佐伯 区)	92
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任(佐伯区)	92
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が 1 0 人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが 3 人以上あるときのくじ を行う場所及び日時(佐伯区)	92
○平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日執行の衆議院比例 代表選出議員選挙における開票に関し、名 簿届出政党等から届出のあった開票立会人 となるべき者が 1 0 人を超えるときのくじ	

を行う場所及び日時（佐伯区）	93
○平成24年12月16日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所（佐伯区）	93
区選管委員長告示	
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における不在者投票の投票記載場所 （中区）	93
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における不在者投票の投票記載場所 （東区）	93
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における不在者投票の投票記載場所 （南区）	93
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における不在者投票の投票記載場所 （西区）	93
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における不在者投票の投票記載場所 （安佐南区）	93
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における不在者投票の投票記載場所 （安佐北区）	94
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における不在者投票の投票記載場所 （安芸区）	94
○平成24年12月16日執行の衆議院議員 総選挙における不在者投票の投票記載場所 （佐伯区）	94
教育委員会告示	
○公職選挙法施行令による、選挙に係る個人 演説会等の開催のために必要な設備の程度 及び施設の使用のために納付すべき費用額	94
○公印の印影印刷	94
○広島市教育委員会議（定例会）の開催	95
○広島市教育委員会議（定例会）の議題の削 除	95
○公印の印影印刷	95
監査結果公表	
○広島市職員に関する措置請求に係る監査結 果の公表	95
○包括外部監査の意見に対する対応結果の公 表	102
○広島市職員に関する措置請求に係る監査結 果（勧告）に伴う措置事項について（公表）	103
監査委員告示	
○公印の印影印刷	103

条 例

広島市条例第53号

平成24年12月18日

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する 条例

広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第92号から第99号まで及び第105号から第108号までの規定中「特例条例第2条の規定に基づく」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

広島市条例第54号

平成24年12月18日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正 する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中第75号を第77号とし、第58号から第74号までを2号ずつ繰り下げ、同表第57号ア中「第55号ア」を「第57号ア」に改め、同号イ中「第55号イ(ア)」を「第57号イ(ア)」に改め、同号を同表第59号とし、同表第55号及び第56号を2号ずつ繰り下げ、同表第54号イ(イ)中「受けたと」を「受けたものと」に改め、同号を同表第56号とし、同表第53号ア(ア)中「（平成11年法律第81号）」を削り、同号イ(イ)中「計画又は」の右に「同法第6条の第1項若しくは」を加え、「受けたと」を「受けたものと」に、「以下」を「次号において」に改め、同号を同表第55号とし、同表第52号の次に次の2号を加える。

53 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第3条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき	次に掲げる額を合計した額 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（a及びbに掲げる場合においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機
--	--------------------	-------	---

[illegible]

				平方メートル以下のときは114,000円,300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは188,000円,2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは293,000円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは376,000円,10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは450,000円,25,000平方メートルを超えるときは522,000円				次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に に応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額
				(c) 非住宅部分のうち 工場部分（工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものの用に供する部分をいう。以下この号において同じ。） 工場部分の床面積の合計に応じて、(b)に規定する額				(ア) 建築物の建築（建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途の変更をすることをいう。以下この号、次号及び備考の6において同じ。）に係る申出の場合 当該建築物に係る部分の床面積の合計に応じて、第1号アに規定する額及び同号ウに規定する額を合計した額
				(d) 非住宅部分のうち 工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計が300平方メートル以下のときは252,000円,300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは401,000円,2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは570,000円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは699,000円,10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のときは824,000円,25,000平方メートルを超えるときは940,000円				(イ) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画又は同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）若しくは都市低炭素化促進法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けたものとみなされる建築物の計画（次号において「確認済証の交付を受けた、又は受けたものとみなされる建築物の計画」という。）の変更をして行う建築物の建築に係る申出の場合 当該変更に係る部分の床面積の合計に応じて、第1号アに規定する額及び同号ウに規定する額を合計した額
				イ 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、				ウ イの申出に係る建築物の計画に大臣が定めた方法による構造計算適合性判定又は大臣認定プログラムによる構造計算適合性判定を求める部分が含まれる場合で、当該申出に係る計画が第1号イ(ア)から(カ)までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計に応じて、同号イに規定する額に1.05を乗じて得た額
					54 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき	次に掲げる額を合計した額 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に に応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 前号ア(ア)に掲げる場合 前号ア(ア) a から c までに 掲げる場合に に応じて、それぞれ 同号ア(ア) a から c までに 定める額に2分の1を乗じて得た額 (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 前号ア(イ) a から c までに 掲げる場合に 応じ

			て、それぞれ同号ア(イ) a から c までに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
		イ	都市低炭素化促進法第 5 5 条第 2 項において準用する都市低炭素化促進法第 5 4 条第 2 項の規定による申出をする場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に依りて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額
		(ア)	建築物の建築に係る申出の場合 当該建築に係る部分の床面積の合計に依りて、前号イ(ア)に規定する額
		(イ)	確認済証の交付を受けた、又は受けたものとみなされる建築物の計画の変更をして行う建築物の建築に係る申出の場合 当該変更に係る部分の床面積の合計に依りて、前号イ(イ)に規定する額
		ウ	イの申出に係る建築物の計画に大臣が定めた方法による構造計算適合性判定又は大臣認定プログラムによる構造計算適合性判定を求める部分が含まれる場合で、当該申出に係る計画が第 1 号イ(ア)から(カ)までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計に依りて、同号イに規定する額に 1. 0 5 を乗じて得た額

別表の備考の 7 中「又は第 5 4 号ア若しくはイ(イ)」を「第 5 4 号イ(イ)、第 5 5 号イ(イ)又は第 5 6 号ア若しくはイ(イ)」に改め、同表中備考の 7 を備考の 8 とし、同表の備考の 6 中「第 5 3 号ウ又は第 5 4 号ウ」を「第 5 5 号ウ又は第 5 6 号ウ」に、「確認済証の交付を受けた、又は受けた」を「建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画又は同法第 6 条の 2 第 1 項若しくは長期優良住宅普及促進法第 6 条第 5 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付を受けたもの」に改め、同表中備考の 6 を備考の 7 とし、備考の 5 の次に次のように加える。

- 6 第 5 3 号ウ又は第 5 4 号ウにおける第 1 号イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の算定についての備考の 3 の適用については、備考の 3 (2)中「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合」とあるのは、「建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画又は同法第 6 条の 2 第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは都市低炭素化促進法第 5 4 条第 5 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付を受けたものとみなされる建築物の計画の変更をして行う建築物の建築をする場合」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第 5 5 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市保護施設設備等基準条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市保護施設設備等基準条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(救護施設の設備及び運営の基準)

第 2 条 法第 3 9 条第 1 項に規定する条例で定める基準（以下「条例で定める基準」という。）のうち救護施設に係るものは、次項から第 8 項までに規定するもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 4 1 年厚生省令第 1 8 号。以下「省令」という。）第 2 条から第 1 6 条の 2 までに規定する基準とする。

- 2 救護施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。
- 3 救護施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 救護施設は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 5 救護施設は、その管理規程に次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 入所者の虐待の防止のための措置に関する事項
- (2) 入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項
- (3) 保護金品の管理等を適切に行うために必要な事項

6 救護施設は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。

7 救護施設は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、入所者、職員等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。

8 救護施設は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
(更生施設の設備及び運営の基準)

第 3 条 条例で定める基準のうち更生施設に係るものは、次項に規定するもののほか、省令第 2 条から第 8 条まで及び第 1 7 条から第 2 2 条までに規定する基準とする。

2 前条第 2 項から第 8 項までの規定は、前項の条例で定める基準のうち更生施設に係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「救護施設」とあるのは、「更生施設」と読み替えるものとする。

(医療保護施設の設備及び運営の基準)

第4条 条例で定める基準のうち医療保護施設に係るものは、医療保護施設は医療法(昭和23年法律第205号)その他医療に関する法令に基づき適切に運営されていなければならないこととする。

(授産施設の設備及び運営の基準)

第5条 条例で定める基準のうち授産施設に係るものは、次項に規定するもののほか、省令第2条から第8条まで及び第23条から第27条の2までに規定する基準とする。

2 第2条第2項から第4項まで、第5項(第3号を除く。)及び第8項の規定は、前項の条例で定める基準のうち授産施設に係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「救護施設」とあるのは「授産施設」と、「入所者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(宿所提供施設の設備及び運営の基準)

第6条 条例で定める基準のうち宿所提供施設に係るものは、次項に規定するもののほか、省令第2条から第8条まで及び第28条から第33条までに規定する基準とする。

2 第2条第2項から第4項まで、第5項(第3号を除く。)、第6項及び第8項の規定は、前項の条例で定める基準のうち宿所提供施設に係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「救護施設」とあるのは、「宿所提供施設」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

広島市条例第56号

平成24年12月18日

広島市養護老人ホーム設備等基準条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市養護老人ホーム設備等基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めるものとする。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準)

第2条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準のうち養護老人ホームに係るものは、次項から第8項までに規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準とする。

- (1) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第2条から第9条まで
- (2) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第12号)附則第4条
- (3) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第55号)附則第2条

2 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、

その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、その運営規程に次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 入所者の虐待の防止のための措置に関する事項

(2) 入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項

4 養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。

5 養護老人ホームは、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、非常災害時の水、食料等の不足に備え、入所者、職員等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。

7 養護老人ホームは、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。

8 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に対応するために、その職員以外の者を関与させるよう努めなければならない。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準)

第3条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準のうち特別養護老人ホームに係るものは、次項及び第3項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準とする。

(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第2条から第9条まで、第11条から第42条まで及び第54条から第63条まで並びに附則第2条から第4条まで及び第6条から第8条まで

(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)附則第6条

(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成23年厚生労働省令第127号)附則第2条第2項

2 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。)の1の居室の定員は、1人とする。ただし、市長において特にやむを得ない理由があると認めるときは、2人以上4人以下の範囲内において市長が適当と認める人数とすることができる。

3 前条第2項から第8項までの規定は、第1項の条例で定める基準のうち特別養護老人ホームに係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第3項及び第4項(これらの規定を第3条第3項にお

いて準用する場合を含む。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

広島市条例第57号

平成24年12月18日

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市軽費老人ホーム設備等基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム、婦人保護施設及び授産施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設を除く。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準のうち軽費老人ホームに係るものは、次項から第8項までに規定するもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第2条から第39条まで及び附則第2条から第10条までに規定する基準とする。

2 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、その運営規程に次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 入所者の虐待の防止のための措置に関する事項
- (2) 入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項

4 軽費老人ホームは、入所者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。

5 軽費老人ホームは、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、非常災害時の水、食料等の不足に備え、入所者、職員等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。

7 軽費老人ホームは、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。

8 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に対応するために、その職員以外の者を関与させるよう努めなければならない。

(婦人保護施設の設備及び運営の基準)

第3条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準のうち婦人保護施設に係るものは、次項から第7項までに規定するもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14

年厚生労働省令第49号）第2条から第15条までに規定する基準とする。

2 婦人保護施設は、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 入所者の虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関し重要な事項

3 婦人保護施設は、入所者の処遇の状況に関する帳簿をその完結の日から2年間保存しなければならない。

4 婦人保護施設は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らしてはならない。

6 婦人保護施設は、その職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

7 前条第2項及び第4項から第8項までの規定は、第1項の条例で定める基準のうち婦人保護施設に係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「軽費老人ホーム」とあるのは「婦人保護施設」と、同条第4項中「必要な金銭」とあるのは「必要な金銭（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第14条の2に規定する給付金を除く。）」と、同条第8項中「提供したサービスに関する入所者及びその家族」とあるのは「行った処遇に関する入所者」と読み替えるものとする。

(授産施設の設備及び運営の基準)

第4条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準のうち授産施設に係るものについては、次項に規定するもののほか、広島市保護施設設備等基準条例（平成24年広島市条例第55号）第5条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「条例」とあるのは「法第65条第1項に規定する条例」と、「次項に規定するもののほか、省令第2条から第8条まで及び第23条から第27条の2まで」とあるのは「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第2条から第8条まで（同令第5条第2項及び第6条の2第2項を除く。）及び第23条から第27条の2まで（同令第23条第2項を除く。）」と読み替えるものとする。

2 授産施設は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第3項及び第4項（第3条第7項において準用する場合を除く。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

広島市条例第58号

平成24年12月18日

広島市児童福祉施設設備基準等条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市児童福祉施設設備基準等条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）、第21条の5の18第1項及び第2項、第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(基準該当通所支援事業の人員、設備及び運営の基準)

第2条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第54条の2から第54条の7まで及び第71条の2から第71条の4までに規定する基準とする。

(指定障害児通所支援事業者の指定に係る対象者)

第3条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34第1項に規定する者とする。

(指定通所支援事業の人員、設備及び運営の基準)

第4条 法第21条の5の18第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項から第6項までに規定するもののほか、指定通所支援基準省令第3条から第54条まで、第55条から第71条まで及び第72条から第82条まで並びに附則第2条及び第3条に規定する基準とする。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、その運営規程に障害児に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を定めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 5 指定障害児通所支援事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
- 6 指定障害児通所支援事業者は、その提供した指定通所支援に関する障害児及び通所給付決定保護者その他の当該障害児の家

族からの苦情に対応するために、その従業者及び管理者以外の者を関与させるよう努めなければならない。

(指定障害児入所施設の指定に係る対象者)

第5条 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、児童福祉法施行規則第25条の21の2第1項に規定する者とする。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準)

第6条 法第24条の12第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第3条から第57条まで並びに附則第2条及び第3条に規定する基準とする。

2 指定障害児入所施設は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。

3 指定障害児入所施設は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、障害児、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。

4 第4条第2項から第6項までの規定は、第1項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「指定障害児通所支援事業者」とあるのは「指定障害児入所施設」と、同条第6項中「指定通所支援」とあるのは「指定入所支援」と、「通所給付決定保護者」とあるのは「入所給付決定保護者」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準)

第7条 法第45条第1項に規定する条例で定める基準は、次項から第7項までに規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準とする。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第2条から第85条まで及び第87条から第88条の4まで
 - (2) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第2条
 - (3) 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項
 - (4) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）附則第2条、第3条及び第5条
 - (5) 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号）附則第2条
 - (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）附則第2条から第4条まで
- 2 児童福祉施設（保育所、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターを除く。）は、入所している者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所している者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。

3 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童発達支援センターを除く。）は、その職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用に係る帳簿及びその根拠となる記録について、その費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から 5 年間、これを保存しなければならない。

- (1) 助産施設及び母子生活支援施設 本市が支弁する法第 5 0 条第 6 号の 3 に規定する費用
- (2) 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 本市が支弁する法第 5 0 条第 7 号に規定する費用
- (3) 保育所 本市が支弁する法第 5 1 条第 5 号に規定する費用
- (4) 児童家庭支援センター 本市が支弁する当該児童家庭支援センターの運営のための費用

4 児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設を除く。）は、その行った援助に関する入所している者及びその保護者等からの苦情に対応するために、その職員以外の者を関与させなければならない。

5 保育所の乳児室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上でなければならない。

6 児童館等屋内の児童厚生施設には、静養することができる場所を設けなければならない。

7 第 4 条第 2 項及び第 5 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の条例で定める基準について準用する。この場合において、第 4 条第 2 項中「指定障害児通所支援事業者」とあるのは「児童福祉施設」と、「当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、」とあるのは「入所している者の」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、同条第 5 項中「指定障害児通所支援事業者」とあるのは「児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）」と、前条第 2 項及び第 3 項中「指定障害児入所施設」とあるのは「児童福祉施設（保育所、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターを除く。）」と、「障害児、従業者、管理者等」とあるのは「入所している者、職員等」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 3 項（第 6 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この条例の施行の際現に存する保育所（この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）については、第 7 条第 5 項中「3. 3 平方メートル」とあるのは、「1. 6 5 平方メートル」とする。

広島市条例第 5 9 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市障害者自立支援法施行条例の一部を改

正する条例

広島市障害者自立支援法施行条例（平成 1 8 年広島市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 5 条を削り、第 4 条を第 1 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（委任規定）

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 条を第 1 2 条とし、第 2 条の次に次の 9 条を加える。

（基準該当事業所の人員、設備及び運営の基準）

第 3 条 法第 3 0 条第 1 項第 2 号イの条例で定めるものは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）第 4 4 条から第 4 8 条まで、第 9 4 条から第 9 5 条まで、第 1 2 5 条の 2、第 1 2 5 条の 3、第 1 6 3 条、第 1 6 4 条、第 1 7 2 条、第 1 7 3 条及び第 2 0 3 条から第 2 0 6 条までに規定する基準とする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定に係る対象者）

第 4 条 法第 3 6 条第 3 項第 1 号（法第 3 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号）第 3 4 条の 2 1 第 1 項に規定する者とする。

（指定障害者支援施設の指定に係る対象者）

第 5 条 法第 3 8 条第 3 項（法第 3 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 3 6 条第 3 項第 1 号の条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則第 3 4 条の 2 4 の 2 第 1 項に規定する者とする。

（指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営の基準）

第 6 条 法第 4 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める基準は、次項から第 1 0 項までに規定するもののほか、指定障害福祉サービス基準省令第 3 条から第 4 3 条まで、第 4 9 条から第 9 3 条まで、第 1 1 4 条から第 1 2 5 条まで、第 1 2 6 条から第 1 6 2 条まで、第 1 6 5 条から第 1 6 8 条まで、第 1 6 9 条の 2 から第 1 7 1 条まで、第 1 7 4 条から第 2 0 2 条まで、第 2 0 7 条から第 2 1 3 条まで及び第 2 1 5 条から第 2 2 3 条まで並びに附則第 5 条、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条から第 1 6 条まで並びに第 1 8 条から第 2 3 条までに規定する基準とする。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

3 指定障害福祉サービス基準省令第26条第1項（指定障害福祉サービス基準省令第43条において準用する場合を含む。）及び第134条第1項のサービス提供責任者は、そのサービスに係る計画作成後においても、少なくとも1年に1回以上、当該計画の見直しを行わなければならない。

4 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）は、その運営規程に利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を定めなければならない。

5 指定障害福祉サービス事業者（短期入所、共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）は、利用者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。

6 指定障害福祉サービス事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

7 指定障害福祉サービス事業者（共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。

8 指定障害福祉サービス事業者（共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、利用者、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。

9 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。

10 指定障害福祉サービス事業者は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対応するために、その従業者及び管理者以外の者を関与させるよう努めなければならない。

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準）

第7条 法第44条第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第3条から第56条まで及び附則第15条から第20条までに規定する基準とする。

2 前条第2項及び第4項から第10項までの規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「指定障害福祉サービス事業者は」とあるのは「指定障害者支援施設等」と、「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」、「指定障害福祉サービス事業者（短期入所、共同生

活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」及び「指定障害福祉サービス事業者（共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」とあるのは「指定障害者支援施設等」と読み替えるものとする。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準）

第8条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準のうち障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条において同じ。）に係るものは、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第3条から第59条まで及び第61条から第91条まで並びに附則第3条から第8条までに規定する基準とする。

2 第6条第2項、第4項、第9項及び第10項の規定は、前項に規定する条例で定める基準のうち障害福祉サービス事業に係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「指定障害福祉サービス事業者は」とあるのは「障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う者」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」とあるのは「障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う者」と読み替えるものとする。

（地域活動支援センターの設備及び運営の基準）

第9条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準のうち地域活動支援センターに係るものは、次項から第17項までに規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第2条から第17条までに規定する基準とする。

2 地域活動支援センターは、障害者が地域活動支援センターの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、地域活動支援センターの利用の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

3 地域活動支援センターは、地域活動支援センターの利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、地域活動支援センターの利用の申込みを受けた場合は、利用資格の有無等を確認しなければならない。

5 地域活動支援センターは、地域活動支援センターを利用させるに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

6 地域活動支援センターは、地域活動支援センターを利用させるに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を

行い、市町村（特別区を含む。）、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

7 地域活動支援センターは、地域活動支援センターの利用の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

8 地域活動支援センターの職員は、利用者が現に地域活動支援センターを利用しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

9 地域活動支援センターは、利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

10 地域活動支援センターは、地域活動支援センターを利用させるに当たっては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

11 前項ただし書の規定により、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

12 地域活動支援センターは、その事業の運営に当たっては、地域住民等又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

13 地域活動支援センターは、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関し説明を行わなければならない。

14 地域活動支援センターは、利用者に対し食事の提供を行う場合は、次に掲げる事項に配慮するよう努めなければならない。

(1) 利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うこと。

(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。

(3) 献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けること。

15 地域活動支援センターは、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

16 地域活動支援センターは、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

17 第 6 条第 2 項、第 4 項、第 9 項及び第 10 項の規定は、第 1 項の条例で定める基準のうち地域活動支援センターに係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「指定障害福祉サービス事業者は」とあるのは「地域活動支援センターは」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同

行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」とあるのは「地域活動支援センター」と読み替えるものとする。

（福祉ホームの設備及び運営の基準）

第 10 条 法第 80 条第 1 項に規定する条例で定める基準のうち福祉ホームに係るものは、次項及び第 3 項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）第 2 条から第 16 条まで及び附則第 2 条に規定する基準とする。

2 福祉ホームは、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 第 6 条第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項から第 10 項まで並びに前条第 2 項から第 12 項まで及び第 16 項の規定は、第 1 項の条例で定める基準のうち福祉ホームに係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「指定障害福祉サービス事業者は」とあるのは「福祉ホームは」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」、「指定障害福祉サービス事業者（短期入所、共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」、「指定障害福祉サービス事業者（共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」及び「地域活動支援センター」とあるのは「福祉ホーム」と、「従業者、管理者等」とあるのは「職員等」と読み替えるものとする。

（障害者支援施設の設備及び運営の基準）

第 11 条 法第 84 条第 1 項に規定する条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）第 3 条から第 43 条まで及び附則第 15 条から第 19 条までに規定する基準とする。

2 第 6 条第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項から第 10 項までの規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「指定障害福祉サービス事業者は」とあるのは「障害者支援施設は」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」、「指定障害福祉サービス事業者（短期入所、共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」及び「指定障害福祉サービス事業者（共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」とあるのは「障害者支援施設」と、「従業者、管理者等」とあるのは「職員等」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 6 条第 4 項（改正後の第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 17 項、第 10 条第 3 項及び第 11 条第 2 項にお

いて準用する場合を含む。)及び第5項(改正後の第7条第2項,第10条第3項及び第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定は,平成26年4月1日から適用する。

~~~~~

## 広島市条例第60号

平成24年12月18日

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

### 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例

(趣旨)

第1条 この条例は,介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号,第54条第1項第2号,第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。),第74条第1項及び第2項,第78条の2第1項(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)及び第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。),第78条の4第1項及び第2項,第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。),第88条第1項及び第2項,第97条第1項から第3項まで,第115条の2第2項第1号(法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。),第115条の4第1項及び第2項,第115条の12第2項第1号(法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに第115条の14第1項及び第2項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第110条第1項及び第2項の規定に基づき,指定居宅サービス事業の人員,設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(基準該当居宅サービス事業の人員,設備及び運営の基準等)

第2条 法第42条第1項第2号の条例で定めるものは,次項から第11項までに規定するもののほか,次に掲げる規定に規定する基準及び員数とする。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)第40条から第43条まで,第55条から第58条まで,第106条から第109条まで,第140条の26から第140条の32まで,第205条の2及び第206条
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第37号)附則第2項

2 基準該当訪問介護事業者,基準該当訪問入浴介護事業者,基準該当通所介護事業者,基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当福祉用具貸与の事業を行う者(以下「基準該当訪問介

護事業者等」という。)は,利用者の意思及び人格を尊重し,常に当該利用者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 基準該当訪問介護事業者等は,基準該当居宅サービスの事業を運営するに当たっては,地域との結び付きを重視し,市町村(特別区を含む。以下同じ。),他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 基準該当訪問介護事業者等は,利用者の人権の擁護,虐待の防止等のため,その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに,その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 基準該当訪問介護事業者等(基準該当短期入所生活介護事業者を除く。)にあっては第1号に掲げる事項を,基準該当短期入所生活介護事業者にあっては次に掲げる事項を,その運営規程に定めなければならない。

- (1) 利用者の虐待の防止のための措置に関する事項
- (2) 利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項

6 基準該当短期入所生活介護事業者は,利用者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者に代わって行う場合は,その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。

7 基準該当訪問介護事業者等は,その管理者に対し,その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

8 基準該当短期入所生活介護事業者は,非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては,昼間を想定した訓練に加え,夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。

9 基準該当短期入所生活介護事業者は,非常災害時の水,食料等の不足に備え,利用者,従業者,管理者等のための水,食料等を備蓄するよう努めなければならない。

10 基準該当通所介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者は,非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう,日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。

11 基準該当訪問介護事業者等は,次に掲げる記録のうち,法第40条第2号の特例居宅介護サービス費の支給(基準該当居宅サービスに係る支給に限る。)の根拠となるものについて,その完結の日から5年間,これを保存しなければならない。

- (1) 利用者に提供するサービスに関する計画
  - (2) 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) その他基準該当居宅サービスの提供に関する記録
- (基準該当介護予防サービス事業の人員,設備及び運営の基準等)

第3条 法第54条第1項第2号の条例で定めるものは,次項に規定するもののほか,指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。)第41条から第45条まで,第58条から第61条まで,

第 1 1 2 条から第 1 1 5 条まで、第 1 7 9 条から第 1 8 5 条まで、第 2 7 9 条及び第 2 8 0 条並びに附則第 4 条に規定する基準及び員数とする。

- 2 前条第 2 項から第 1 1 項までの規定は、前項の条例で定めるものについて準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者、基準該当訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者、基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「基準該当通所介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防通所介護事業者」と、「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「基準該当福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「基準該当訪問介護事業者等」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者等」と、「基準該当居宅サービス」とあるのは「基準該当介護予防サービス」と、「居宅サービス事業者」とあるのは「介護予防サービス事業者」と、「法第 4 0 条第 2 号の特例居宅介護サービス費」とあるのは「法第 5 2 条第 2 号の特例介護予防サービス費」と読み替えるものとする。

(指定居宅サービス事業者の指定に係る対象者)

- 第 4 条 法第 7 0 条第 2 項第 1 号(法第 7 0 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)第 1 2 6 条の 4 の 2 に規定する者とする。

(指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営の基準等)

- 第 5 条 法第 7 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める基準及び員数は、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準及び員数とする。

- (1) 指定居宅サービス等基準省令第 3 条から第 3 9 条まで、第 4 4 条から第 5 4 条まで、第 5 9 条から第 6 4 条まで、第 6 6 条から第 1 0 5 条の 1 9 まで、第 1 1 0 条から第 1 4 0 条の 1 3 まで、第 1 4 1 条から第 1 5 5 条の 1 2 まで、第 1 7 4 条から第 2 0 5 条まで及び第 2 0 7 条から第 2 1 6 条まで並びに附則第 3 条及び第 6 条から第 1 3 条まで
- (2) 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成 1 3 年厚生労働省令第 8 号。以下「平成 1 3 年改正省令」という。)附則第 3 5 条第 3 項、第 3 6 条及び第 3 7 条
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 3 号。以下「平成 1 8 年改正省令」という。)附則第 2 条及び第 5 条
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 2 3 年厚生労働省令第 1 0 6 号。以下「平成 2 3 年第 1 0 6 号改正省令」という。)附則第 2 条

- 2 第 2 条第 4 項から第 1 1 項までの規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」とあるのは「指定居宅サービス事業者」と、「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者

及び指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「基準該当通所介護事業者及び」とあるのは「指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、」と、「法第 4 0 条第 2 号の特例居宅介護サービス費の支給(基準該当居宅サービスに係る支給に限る。)」とあるのは「法第 4 0 条第 1 号の居宅介護サービス費の支給又は同条第 5 号の居宅介護福祉用具購入費の支給」と、「基準該当居宅サービスの」とあるのは「指定居宅サービスの」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る対象施設)

- 第 6 条 法第 7 8 条の 2 第 1 項(法第 7 8 条の 1 2 において準用する法第 7 0 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、2 9 人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る対象者)

- 第 7 条 法第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号(法第 7 8 条の 1 2 において準用する法第 7 0 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第 1 3 1 条の 1 0 の 2 に規定する者とする。

(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準等)

- 第 8 条 法第 7 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める基準及び員数は、次項及び第 3 項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準及び員数とする。

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号)第 3 条から第 1 8 条まで及び第 4 1 条から第 1 8 2 条まで並びに附則第 2 条、第 7 条、第 8 条及び第 1 4 条から第 1 6 条まで
- (2) 平成 2 3 年第 1 0 6 号改正省令附則第 7 条第 3 項
- (3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成 2 3 年厚生労働省令第 1 2 7 号。以下「平成 2 3 年第 1 2 7 号改正省令」という。)附則第 4 条第 2 項

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)の 1 の居室の定員は、市長において特にやむを得ない理由があると認めるときは、2 人以上 4 人以下の範囲内において市長が適当と認める人数とすることができる。

- 3 第 2 条第 4 項から第 1 1 項までの規定は、第 1 項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」とあるのは「指定地域密着型サービス事業者」と、「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定複合型サービス事業者」と、「基準該当通所介護事業者及び」とあるのは「指定認知症対応型通所介護事業者、」と、「法第 4 0 条第 2 号の特例居宅介護サービス費の支給(基準該当居宅サービスに係る支給に限る。)」とあるのは「法第 4 0 条第 3 号の地域密着型介護サービス費の支給」と、「基準該当居宅サービス

の」とあるのは「指定地域密着型サービスの」と読み替えるものとする。

（他の市町村に所在する事業所に係る特例）

第9条 前3条の規定にかかわらず、本市以外の市町村に所在する指定地域密着型サービス事業所に係るこれらの規定に規定する条例で定める数、者、基準及び員数は、当該市町村の条例の規定で前3条の規定に相当するものに規定する数、者、基準及び員数とする。

（指定介護老人福祉施設の指定に係る対象施設）

第10条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の設備及び運営の基準等）

第11条 法第88条第1項及び第2項に規定する条例で定める員数及び基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する員数及び基準とする。

(1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第1条の2から第49条まで及び附則第4条から第9条まで

(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号。以下「平成17年改正省令」という。）附則第4条

(3) 平成23年第106号改正省令附則第3条第1項

(4) 平成23年第127号改正省令附則第3条第2項

2 指定介護老人福祉施設は、その運営規程に次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 入所者の虐待の防止のための措置に関する事項

(2) 入所者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項

3 第2条第4項及び第6項から第11項まで並びに第8条第2項の規定は、第1項に規定する条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、「利用者」とあるのは「入所者」と、「法第40条第2号の特例居宅介護サービス費の支給（基準該当居宅サービスに係る支給に限る。）」とあるのは「法第40条第9号の施設介護サービス費の支給」と、「基準該当居宅サービスの」とあるのは「指定介護福祉施設サービスの」と、「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）」とあるのは「指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設）」と、第2条第6項、第8項及び第9項中「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、同条第10項中「基準該当通所介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と読み替えるものとする。

（介護老人保健施設の設備及び運営の基準等）

第12条 法第97条第1項から第3項までに規定する条例で定める施設、員数及び基準は、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する施設、員数及び基準とする。

(1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関す

る基準（平成11年厚生省令第40号）第1条の2から第9条まで及び第11条から第50条まで並びに附則第5条から第7条まで、第12条、第15条第2項、第16条第1項及び第17条から第19条まで

(2) 平成17年改正省令附則第5条第2項

(3) 平成18年改正省令附則第9条

(4) 平成23年第106号改正省令附則第4条

2 第2条第4項及び第6項から第11項まで並びに前条第2項の規定は、前項に規定する条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」と及び「指定介護老人福祉施設」とあるのは「介護老人保健施設」と、「利用者」とあるのは「入所者」と、「法第40条第2号の特例居宅介護サービス費の支給（基準該当居宅サービスに係る支給に限る。）」とあるのは「法第40条第9号の施設介護サービス費の支給」と、「基準該当居宅サービスの」とあるのは「介護保健施設サービスの」と、第2条第6項、第8項及び第9項中「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「介護老人保健施設」と、同条第10項中「基準該当通所介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「介護老人保健施設」と読み替えるものとする。

（指定介護予防サービス事業者の指定に係る対象者）

第13条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の17の2に規定する者とする。

（指定介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等）

第14条 法第115条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める基準及び員数は、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準及び員数とする。

(1) 指定介護予防サービス等基準省令第3条から第40条まで、第46条から第57条まで、第62条から第67条まで、第69条から第111条まで、第116条から第164条まで、第186条から第215条まで、第230条から第278条の2まで及び第281条から第292条まで並びに附則第2条、第6条から第13条まで、第15条及び第18条

(2) 平成23年第106号改正省令附則第8条

2 第2条第4項から第11項までの規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」とあるのは「指定介護予防サービス事業者」と、「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」と、「基準該当通所介護事業者及び」とあるのは「指定介護予防通所介護事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者」と、「法第40条第2号の特例居宅介護サービス費の支給（基準該当居宅サービスに係る支給に限る。）」とあるのは「法第52条第1号の介護予防サービス費の支給又は同条第5号の介護予防福祉用具購入費の支給」と、「基準該当居宅サービスの」とあるのは「指定介護予防サービ

スの」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る対象者)

第 1 5 条 法第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号(法第 1 1 5 条の 2 1 において準用する法第 7 0 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 2 7 の 2 に規定する者とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等)

第 1 6 条 法第 1 1 5 条の 1 4 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める基準及び員数は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号)第 3 条から第 8 9 条まで並びに附則第 2 条、第 7 条及び第 8 条に規定する基準及び員数とする。

2 第 2 条第 4 項から第 1 1 項までの規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等は」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者は」と、「基準該当訪問介護事業者等(基準該当短期入所生活介護事業者を除く。)」とあるのは「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」と、「基準該当短期入所生活介護事業者に」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に」と、「法第 4 0 条第 2 号の特例居宅介護サービス費の支給(基準該当居宅サービスに係る支給に限る。)」とあるのは「法第 5 2 条第 3 号の地域密着型介護予防サービス費の支給」と、「基準該当居宅サービスの」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの」と、同条第 6 項、第 8 項及び第 9 項中「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、同条第 1 0 項中「基準該当通所介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

(他の市町村に所在する事業所に係る特例)

第 1 7 条 前 2 条の規定にかかわらず、本市以外の市町村に所在する指定地域密着型介護予防サービス事業所に係るこれらの規定に規定する条例で定める者、基準及び員数は、当該市町村の条例の規定で前 2 条の規定に相当するものに規定する者、基準及び員数とする。

(指定介護療養型医療施設の設備及び運営の基準等)

第 1 8 条 旧法第 1 1 0 条第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める員数及び基準は、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する員数及び基準とする。

(1) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 1 年厚生省令第 4 1 号)第 1 条の 2 から第 1 0 条まで及び第 1 2 条から第 5 0 条まで並びに附則第 4 条から第 6 条まで、第 1 0 条及び第 1 5 条から第 2 1 条まで

(2) 平成 1 3 年改正省令附則第 3 9 条第 3 項、第 4 0 条及び第 4 1 条

(3) 平成 1 7 年改正省令附則第 7 条

2 第 2 条第 4 項及び第 6 項から第 1 1 項まで並びに第 1 1 条第 2 項の規定は、前項に規定する条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」及び「指定介護老人福祉施設」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と、「利用者」及び「入所者」とあるのは「入院患者」と、「法第 4 0 条第 2 号の特例居宅介護サービス費の支給(基準該当居宅サービスに係る支給に限る。)」とあるのは「旧法第 4 0 条第 9 号の施設介護サービス費の支給」と、「基準該当居宅サービスの」とあるのは「指定介護療養施設サービスの」と、第 2 条第 6 項、第 8 項及び第 9 項中「基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と、同条第 1 0 項中「基準該当通所介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。  
2 第 2 条第 5 項及び第 6 項(これらの規定を第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 8 条第 3 項、第 1 1 条第 3 項、第 1 2 条第 2 項、第 1 4 条第 2 項、第 1 6 条第 2 項及び第 1 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)並びに第 1 1 条第 2 項(第 1 2 条第 2 項及び第 1 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。  
3 広島市介護保険条例(平成 1 2 年広島市条例第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法令」の右に「及び広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例(平成 2 4 年広島市条例第 6 0 号)」を加える。

#### 広島市条例第 6 1 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市診療所専属薬剤師配置条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市診療所専属薬剤師配置条例

医療法(昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号)第 1 8 条の規定による診療所における専属の薬剤師の配置は、医療法施行規則(昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号)第 6 条の 6 に規定するところにより行うものとする。

#### 附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 広島市条例第 6 2 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市旅館業法施行条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市旅館業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第11号に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 洋式の構造設備による客室の数が、総客室数の2分の1以上であること。
- (2) 寝具（寝台を除く。）を収納する設備が適当な場所に設けられていること。
- (3) 共同の入浴設備は、次に掲げる要件を満たすものであること。  
ア 脱衣場を有すること。  
イ 浴室及び脱衣場の内部が外部から見通せないよう設備されていること。
- (4) 宿泊者の定員及び利用形態に応じた広さのロビー及び食堂を有すること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第3条 政令第1条第2項第10号に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の出入口は、廊下等に面していること。
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる基準

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第4条 政令第1条第3項第7号に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 1客室の床面積は、4.5平方メートル以上であること。
- (2) 床面積10平方メートル未満の客室で階層式寝台を有しないものを設ける場合は、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の2分の1以下であること。
- (3) 階層式寝台を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものであること。  
ア 階層数は2とし、寝台の幅は0.9メートル以上、長さは1.8メートル以上とすること。  
イ 上段寝台には、堅ろうなはしごその他の昇降設備を設けること。
- (4) 第2条第2号及び第3号に掲げる基準

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第5条 政令第1条第4項第5号に規定する条例で定める基準は、第2条第2号及び第3号並びに前条第1号に掲げる基準とする。

(構造設備の基準の特例)

第6条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等により第2条から第4条までに規定する基準によることができない場合であって、公衆衛生の維持に支障がないときは、当該基準によらないことができるものとする。

(清純な施設環境が保持されるべき施設)

第7条 法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設は、

次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (4) 国、地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が設置した青少年のための教育施設
- (5) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号に規定する都市公園
- (6) 前各号に掲げる施設に類するものとして市長が指定する施設

2 市長は、前項第6号の規定による指定をした場合は、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。  
(営業の許可をする際に意見を求めるべき者)

第8条 法第3条第4項に規定する条例で定める者は、前条第1項各号に掲げる施設について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 国又は前条第1項第4号の独立行政法人若しくは同号の地方独立行政法人が設置する施設 当該施設の長
  - (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
  - (3) 前2号に掲げる施設以外の施設 当該施設の監督庁（監督庁がないものにあつては、当該施設の長）
- (旅館業を営む者が講ずべき措置の基準)

第9条 法第4条第2項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。
- (2) 客室、廊下、階段等には、十分な換気及び採光又は照明の装置を設けること。
- (3) 客室には、外気に面して窓を設けること。
- (4) 調理場を設ける場合は、十分な換気及び採光又は照明の装置並びに防じん及びねずみ、昆虫等の防除の設備を設けること。
- (5) 共同の入浴設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器を設置する場合は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるろ過器を設置するとともに、ろ過器の前に集毛器を置くこと。

イ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。

ウ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて露天風呂の湯が

内湯に混入することのない構造とすること。

エ 脱衣場及び脱衣箱は、常に清潔にし、定期的に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒をすること。

オ 洗場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。

カ 浴槽の湯は、入浴者が利用している間は、常に豊富かつ適温に保ち、著しく汚濁しないようにすること。

キ 入浴者に利用させるくし、かみそり等は、利用する人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとする。

ク 原湯（浴槽に直接注入される温水（浴槽の湯を再利用するものを除く。）をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の湯水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される水（浴槽の水を再利用するものを除く。）をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗場に備え付けられた湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。以下同じ。）又は上り用水（洗場に備え付けられた水栓及びシャワーから供給される水をいう。以下同じ。）であって、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用したもの及び浴槽水（浴槽の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

ケ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合は、1 週間に 1 回以上完全に換水すること。

コ ろ過器を使用している場合は、1 週間に 1 回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管を適切に消毒すること。

サ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、1 リットル中 0. 2 ミリグラムから 1. 0 ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を測定の日から 3 年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法による場合等は、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上となるような方法によること。

シ コの配管を設置している場合において、サの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難い場合は、この限りでない。

ス 原湯、原水、上り用湯又は上り用水であって、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用したもの及び浴槽水は、1 年に 1 回（ケただし書の規定を適用する場合にあっては 2 回、サただし書の規定を適用する場合にあっては 4 回）以上規則で定める水質検査を行い、当該検査結果を検査の日から 3 年間保管するとともに、その写しを脱衣場その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。

セ オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。た

だし、これにより難い場合であって、オーバーフロー回収槽の清掃及び消毒を定期的に行い、かつ、その湯水を塩素系薬剤等により消毒するときは、この限りでない。

ソ イの微小な水粒を発生させる設備を設置する浴槽の浴槽水は、毎日完全に換水するよう努めること。

タ 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないよう努めること。

チ シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。

ツ ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

テ 入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。

ト 浴槽水等を河川等に排水する場合は、適切な処理を行うこと。

ナ 入浴設備の維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。

ニ 旅館業を営む者（自ら入浴設備の維持管理に従事する者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。

(6) 便所には、十分な換気及び採光又は照明の装置並びに昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を設けること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置を講ずること。

(基準の緩和等)

第 1 0 条 市長は、土地の状況その他の事情により前条各号に掲げる基準により難いと認める旅館業の施設については、公衆衛生上支障がない範囲内において、当該基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(委任規定)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 広島市旅館業施設の構造設備基準に関する条例（平成 1 5 年広島市条例第 2 2 号）は、廃止する。
- この条例の施行の際現に法第 3 条第 1 項の許可を受けている施設の構造設備については、第 2 条第 4 号の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に施設の増築、改築又は大規模な修繕を行う場合は、この限りでない。

## 広島市条例第 6 3 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市興行場法施行条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

## 広島市興行場法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、興行場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めがあるもののほ

か、必要な事項を定めるものとする。

（設置場所及び構造設備の基準）

第2条 法第2条第2項に規定する条例で定める基準のうち興行場の設置の場所に係るものは、排水、換気及び採光が十分に行える場所等入場者の衛生に支障がない場所に設置することとする。

2 法第2条第2項に規定する条例で定める基準のうち興行場の構造設備に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 興行場は、十分な耐久性を有する材料で築造し、喫煙できる場所の床面は、不燃材料又は難燃性を有する材料で築造する等の適当な不燃措置を講じたものであること。
- (2) 興行場の床面は、コンクリート等の不浸透性材料で覆い、又は地盤面からおおむね0.45メートル以上の高さに保つ等の防湿上有効な措置を講じたものであること。
- (3) 興行場は、清掃及び排水が容易に行える構造であること。
- (4) 興行場のうち、興行を見聞きするため入場者が利用する場所（以下「観覧室」という。）は、舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等と隔壁等により区画されるものであること。
- (5) 食堂、売店又は食品販売設備は、便所の付近その他不潔な場所に設けられていないこと。ただし、手洗場所等の前室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (6) 興行場に入場者の使用に供する座布団等を備える場合は、清潔かつ衛生的に保管できる設備が設けられていること。
- (7) 興行場には、適当な数の清掃用具及び必要に応じ散水用具が備えられ、これらを清潔かつ衛生的に保管できる専用の設備が設けられていること。
- (8) 観覧室、食堂、ロビー等の入場者が利用する場所（以下「場内」という。）には、汚液（汚水を含む。）が流出し、又はごみ等が飛散しない構造の適当な数のごみ箱が置かれていること。
- (9) 観覧室は、入場者の出入り、着席及び移動が容易に行えることのほか、入場者の見聞きに支障がない構造設備とし、その出入口及び観覧席は、衛生上支障がない配置及び構造とすること。
- (10) 喫煙室又は喫煙所（以下「喫煙室等」という。）は、次のこと。
  - ア 興行場の各階には、少なくとも喫煙室等が1箇所以上設けられていること。ただし、興行場の全部又は一部の階で全面的に喫煙が禁止されている場合は、当該階については、この限りでない。
  - イ 喫煙室等は、入場者の定員に応じた広さを有すること。
  - ウ 喫煙室等は、たばこの煙が観覧室に流入しない構造であること。
- (11) 興行場には、内部の汚染した空気を排除する等衛生的な環境を確保するため、適正な機械換気設備（空気を浄化するとともに、その流量を調節して空気の供給及び排出をすることができる設備をいう。）又は空気調和設備（空気を浄化する

とともに、その温度、湿度及び流量を調節して空気の供給及び排出をすることができる設備をいう。）が設けられていること。

(12) 照明設備は、次によること。

ア 興行場には、入場者の衛生を確保するとともに、興行に支障がないようにするため、適当な照明機能を有する照明設備が設けられていること。

イ 観覧室には、映写中又は演劇中であっても、床面において照度不足が生じないよう照明設備が設けられていること。

(13) 便所は、次によること。

ア 興行場の各階には、男性用及び女性用に区分した適当な数の便所が設けられ、入場者に便所の位置が明らかに分かるよう表示してあること。

イ 便所の出入口は、直接観覧室から出入りすることができない構造であること。ただし、手洗場所等の前室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。

ウ 便所は、水洗便所であること。ただし、やむを得ない場合で、くみ取便所等の窓その他の開口部に昆虫の侵入を防止するための網戸その他これに類する設備を設けるときは、この限りでない。

エ 便所には、清浄な水を供給できる適当な数の流水式による手洗いの設備が設けられていること。

オ 便所の床面及び床面から1メートルの高さまでの内壁は、不浸透性材料を用いて築造されたものであること。

カ 清掃が容易に行える構造であること。

（興行場営業を営む者が講ずべき措置の基準）

第3条 法第3条第2項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 興行場の周囲は、毎日清掃し、必要に応じ補修を行う等衛生上支障がないようにすること。
- (2) 興行場及びその設備は、毎日清掃し、必要に応じ補修を行う等衛生上支障がないようにすること。
- (3) ねずみ及び昆虫を防除するため、定期的に巡回点検及び防除作業を実施すること。
- (4) 場内は、定期的に消毒すること。
- (5) 前2号に規定する防除作業又は消毒を行ったときは、その都度実施記録を作成し、当該記録を作成の日から2年間保管すること。
- (6) 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。
- (7) 食堂、売店又は食品販売設備は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。
- (8) 清掃用具及び散水用具は、専用の設備に保管し、当該設備は、適切に清掃を行い、常に衛生的に保つこと。
- (9) 入場者の使用に供する座布団等は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。
- (10) ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。

- (11) 便所は、常に清潔に保つとともに、防臭措置を講ずること。
- (12) 換気設備の管理は、次によること。
- ア 換気設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備すること。
- イ 屋内の興行場において行う映写、演劇、音楽演奏、競技、演芸又は見せ物の 1 回の興行が長時間にわたるときは、場内の環境を公衆衛生上良好な状態に保つため、おおむね 2 時間 3 0 分を超えない時間ごとに 1 0 分間以上の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (ア) 映画の興行において映写時間が 2 時間 3 0 分を超えるフィルムを映写する場合で、そのフィルムの 1 回の映写の前後に十分な換気を行うとき。
- (イ) 興行の時間中も常に十分な換気が行われ、衛生上支障がない場合
- (13) 照明設備の管理は、次によること。
- ア 照明設備は、定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。
- イ 興行場内の照度は、照明設備の機能どおりに適正に保ち、低下させないよう照明設備を適切に清掃するとともに、常に清潔に保つこと。
- (14) 喫煙室等以外の場所における喫煙を禁止すること。
- (15) ごみ等場内を不潔にするおそれのあるものは、ごみ箱以外の場所に投棄してはならない旨の表示を場内の適当な場所に掲示すること。
- (16) 従業員のうち、感染のおそれのある疾病にかかっている者及びその疑いがある者は、興行場内における業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(基準の緩和等)

第 4 条 市長は、屋外に観覧席を有する興行場、季節的又は一時的に仮設する興行場その他特別の理由があると認める興行場については、公衆衛生上支障がない範囲内において、前 2 条に規定する基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(委任規定)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 広島市条例第 6 4 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市公衆浴場法施行条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

## 広島市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号。

以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

2 この条例において「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

(設置場所の配置の基準)

第 3 条 法第 2 条第 3 項に規定する条例で定める基準は、既設の一般公衆浴場との距離を 3 0 0 メートル以上保たなければならないこととする。

(浴場業を営む者が講ずべき措置の基準)

第 4 条 法第 3 条第 2 項に規定する条例で定める基準のうち施設の構造設備に係るものは、次のとおりとする。

(1) 一般公衆浴場に係る施設の構造設備は、次によること。

ア 出入口、脱衣室、洗場及び浴槽は、男女を区別し、互いに見通しのきかないように隔壁等を設けること。

イ 浴場の内部が、直接外部から見通しのきかないようにすること。

ウ 次の方法により、換気、採光及び照明の設備を設けること。

(ア) 脱衣室には適当な換気方法を施し、洗場の天井には適当な湯気抜き窓を設けること。

(イ) 脱衣室及び洗場には、採光の十分な窓を設けること。ただし、浴場の構造上これを設けることができない場合は、この限りでない。

エ 履物置場を設けること。

オ 受付を設けること。

カ 脱衣室を次により設けること。

(ア) 男女側ともおおむね 1 0 平方メートル以上であって、入浴者の数及び浴場の規模に応じた広さを有すること。

(イ) 男女側とも入浴者の利用に十分な数の施錠のできる脱衣箱を設け、その予備として脱衣籠を適当数備えること。

キ 洗場を次により設けること。

(ア) 男女側ともおおむね 1 0 平方メートル以上であって、入浴者の数及び浴場の規模に応じた広さを有すること。

(イ) 床面及び床面からおおむね 1 メートルの高さまでの周壁は、石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造すること。

(ウ) 床面は、汚水が停滞しないように勾配及び溝を設けること。

(エ) 男女側とも入浴者の利用に十分な数の給湯栓、給水栓、洗いおけ及び腰掛けを備えること。

ク 浴槽を次により設けること。

(ア) 男女側とも表面積を 1 の浴槽につきおおむね 3 . 2 4 平方メートル以上とすること。ただし、各浴室に 2 以上の浴槽を設ける場合の従たる浴槽については、この限り

でない。

(イ) 石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造するとともに、階段を設けて、出入りの便を図るようにすること。

(ウ) 縁の高さは、洗場の床面からおおむね0.1メートル以上とし、洗場の使用水等が浴槽に流入しない構造とすること。

(エ) 浴槽内を十分に清掃できる構造とすること。

ケ ろ過器を設置する場合は、十分なる過能力を有し、洗淨又はろ材の交換を行うことができるろ過器を設置するとともに、ろ過器の前に集毛器を置くこと。

コ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。

サ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて露天風呂の湯が内湯に混入することのない構造とすること。

シ 蒸気又は熱気を使用する入浴設備は、次によること。

(ア) 浴場業を営む者が、外部から入浴設備内の温度を確認でき、かつ、容易に温度を調整できる装置を設けること。

(イ) 入浴設備内の蒸気又は熱気の放出口その他の放熱設備が、入浴者の身体に直接接触することがない構造とすること。

ス 汚水は適正に処理し、かつ、排水が他に著しく悪影響を与えないようにすること。

セ 便所を次により設けること。

(ア) 男女側とも浴場内から利用できるようにすること。

(イ) 換気、採光、照明及び昆虫等の防除の設備を設けること。

(ウ) 流水式による手洗いの設備を設けること。

(2) その他の公衆浴場に係る施設の構造設備は、次によること。

ア 浴場については、前号アからウまで及びベからサまでの規定を準用する。ただし、全て個室において公衆を入浴させる公衆浴場については、この限りでない。

イ 脱衣室については、前号カ（(ア)を除く。）の規定を準用する。

ウ 洗場を次により設けること。

(ア) 個室外に設ける洗場については、前号キ(イ)から(ロ)までの規定を準用する。

(イ) 個室内に設ける洗場については、前号キ(イ)及び(ウ)の規定を準用する。

エ 浴槽を次により設けること。

(ア) 石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造すること。

(イ) 縁の高さは、洗場の床面からおおむね0.1メートル以上とすること。

(ウ) 浴槽内を十分に清掃できる構造とすること。

オ 蒸気又は熱気を使用する入浴設備については、前号シの規定を準用する。

カ 個室は、次によること。

(ア) 個室の面積は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業に係る個室（以下「風俗営業に係る個室」という。）にあっては10平方メートル以上、その他の個室にあっては5平方メートル以上とすること。

(イ) 個室には、適当な換気及び湯気抜きを設備を設けるほか、個室内で点滅できない照明設備を設けること。

(ウ) 個室には、入浴者が脱衣するために必要な場所及び設備を設けること。この場合において、風俗営業に係る個室以外の個室における脱衣場所の面積は、5平方メートル以内とする。

(エ) 風俗営業に係る個室の出入口は、幅0.7メートル以上及び高さ1.8メートル以上で開放したものとし、扉、カーテン等これを遮蔽できるものを設けないこと。

(イ) 風俗営業に係る個室には、出入口から見通しのきく構造配置とすること。

(ロ) 風俗営業に係る個室以外の個室には、休憩場所を設けないこと。

(ハ) 風俗営業に係る個室以外の個室には、管理人に通じる非常用のベルを設けること。

キ 個室への通路は、共用のものとすること。

ク 汚水及び便所については、前号ス及びセの規定を準用する。この場合において、全て個室において公衆を入浴させる公衆浴場について前号セ(ア)の規定を準用するときは、同号セ(ア)中「男女側とも浴場内」とあるのは、「個室」と読み替えるものとする。

第5条 法第3条第2項に規定する条例で定める基準のうち施設の管理に係るものは、次のとおりとする。

(1) 脱衣室及び脱衣箱は、常に清潔にし、定期的に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒をすること。

(2) 洗場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。

(3) 浴槽の湯は、入浴者が利用している間は、常に豊富かつ適温に保ち、著しく汚濁しないようにすること。

(4) 入浴者に利用させるくし、かみそり、タオル、パンツ等は、利用する人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとする。

(5) 原湯（浴槽に直接注入される温水（浴槽の湯を再利用するものを除く。）をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の湯水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される水（浴槽の水を再利用するものを除く。）をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗場に備え付けられた湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。以下同じ。）又は上り用水（洗場に備え付けられた水栓及びシャワーから供給される水をいう。以下同じ。）であって、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用したもの及び浴槽水（浴槽の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

(6) 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使

- 用している場合は、1 週間に 1 回以上完全に換水すること。
- (7) ろ過器を使用している場合は、1 週間に 1 回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管を適切に消毒すること。
- (8) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、1 リットル中 0. 2 ミリグラムから 1. 0 ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を測定の日から 3 年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法による場合等は、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上となるような方法によること。
- (9) 第 7 号の配管を設置している場合において、前号の規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合は、この限りでない。
- (10) 原湯、原水、上り用湯又は上り用水であって、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用したもの及び浴槽水は、1 年に 1 回（第 6 号ただし書の規定を適用する場合にあっては 2 回、第 8 号ただし書の規定を適用する場合にあっては 4 回）以上規則で定める水質検査を行い、当該検査結果を検査の日から 3 年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。
- (11) オーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合であって、オーバーフロー回収槽の清掃及び消毒を定期的に行い、かつ、その湯水を塩素系薬剤等により消毒するときは、この限りでない。
- (12) 前条第 1 号コの微小な水粒を発生させる設備を設置する浴槽の浴槽水は、毎日完全に換水するよう努めること。
- (13) 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないよう努めること。
- (14) シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。
- (15) ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。
- (16) 入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。
- (17) 浴場内には、善良な風俗を害するおそれのある文書、図書、図画その他の物件を掲示し、又は備え付けないこと。
- (18) 風俗営業に係る個室以外の個室には、布団、ベッド、畳、じゅうたんその他これらに類するものを備え付けないこと。
- (19) 従業員の服装及び行為については、風紀を乱すおそれのないようにすること。
- (20) 施設の維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。
- (21) 浴場業を営む者（自ら入浴設備の維持管理に従事する者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。

（基準の緩和等）

第 6 条 市長は、土地の状況その他の事情により第 3 条又は第 4 条に規定する基準により難いと認める公衆浴場については、公衆衛生上支障がない範囲内において、当該基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

（委任規定）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

広島市条例第 6 5 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市クリーニング業法施行条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市クリーニング業法施行条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、クリーニング業法（昭和 2 5 年法律第 2 0 7 号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（営業者が講ずべき措置）

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 6 号に規定する条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、居室、台所等と隔壁等により区画し、他の用途と併用しないこと。
- (2) クリーニング所は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を来さない適当な広さ及び構造を有するものとする。
- (3) クリーニング所は、十分な換気、採光及び照明の構造設備を有するものとする。
- (4) クリーニング所には、洗濯に使用する洗剤、有機溶剤、薬品等及び洗濯に使用した有機溶剤の排水等を格納することができる保管庫、戸棚等を設けること。
- (5) クリーニング所には、洗濯物を洗濯を終わったものと終わらないものとに区分してそれぞれ保管することができる設備を設けること。
- (6) し尿の付着しているおむつ、パンツその他これらに類するものを洗濯するクリーニング所については、当該し尿を下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する下水道に排出する場合等を除き、当該し尿の量に応じ、適当な規模の浄化槽を設けること。
- (7) 洗場の内壁は、床面から 1 メートルの高さまではコンクリート、タイル等の不透水性材料を使用すること。
- (8) 洗場の排水は、下水道又は衛生上支障がない場所に行うこと。
- (9) クリーニング所並びに洗濯物の保管容器及び集配容器は、定期的に洗浄及び消毒を行うとともに、計画的にねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- (10) 洗濯機、脱水機、乾燥機等は、常時清潔を保つとともに、

有機溶剤を使用する洗濯機等は、有機溶剤等が漏出しないよう定期的に点検を行うこと。

- (11) 洗濯に使用する水及び有機溶剤等は、清浄なものを用いること。
 - (12) 洗濯に使用した洗剤、有機溶剤等が仕上げが終わった洗濯物に残留しないようにすること。
 - (13) 洗濯に使用した有機溶剤の排液等は、適切に処理すること。
 - (14) 法第9条に規定する業務に従事する者（次号において「業務従事者」という。）が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合は、直ちにその旨を市長に届け出るものとし、その指示に従って作業に従事し、又は従事させること。
 - (15) 市長から業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患に係る検査を受け、又は受けさせるよう指示があった場合は、当該疾病について検査を受け、又は受けさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所については、同項第4号、第6号から第8号まで、第10号、第11号及び第13号の規定は適用しない。（委任規定）

第3条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

広島市条例第66号

平成24年12月18日

広島市理容師法施行条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市理容師法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第2条 理容師法施行令（昭和28年政令第32号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容を行う場合
- (2) 刑務所、拘置所、少年院等の施設に収容されている者に対して理容を行う場合
- (3) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場において出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合
- (4) 停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して理容を行う場合
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設に避難している者に対して理容を行う場合

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長においてやむを得ない理由があると認める場合
（理容師が講ずべき措置）

第3条 法第9条第3号に規定する条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容を行う際は、洗浄済みの作業衣を着用すること。
- (2) 常に手指の爪を短く切った状態にし、客1人ごとに手指を消毒すること。
- (3) 顔そりに用いる石けん液は、客1人ごとに新しいものを使用すること。
- (4) 医薬品、化粧品その他これらに類するものは、衛生上有害となるおそれのないものを使用すること。

2 理容所以外の場所で理容を行う場合は、前項の条例で定める措置は、同項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 消毒器具及び消毒薬を携帯すること。
- (2) 未消毒の器具と消毒済みの器具とを区別して収めることができる適当な容器を携帯すること。
- (3) 理容に必要な数の器具及び布片を携帯すること。
（理容所の開設者が講ずべき措置）

第4条 法第12条第4号に規定する条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所は、隔壁等により区画すること。
- (2) 理容を行う場所（以下「作業場」という。）の面積は、次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、当該ア、イ又はウに定める面積を下回らないこと。

ア 作業場に設けられた理容用椅子の台数が1の場合 9平方メートル

イ アの台数が2以上5以下の場合 1.65平方メートルに当該台数から1を減じた数を乗じて得た面積に9平方メートルを加えた面積

ウ アの台数が6以上の場合 3.3平方メートルに当該台数から5を減じた数を乗じて得た面積に15.6平方メートルを加えた面積

- (3) 作業場と明確に区分された待合所を設けること。
- (4) 作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。
- (5) 未消毒の器具と消毒済みの器具とを区別して収めることができる適当な設備を設けること。
- (6) 天井は、ほこりの落ちない構造とすること。
- (7) 理容に必要な数の器具及び布片を備えること。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があり、かつ、衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第4号の洗髪のための洗場を設けないことができる。

（委任規定）

第5条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成19年5月1日前に法第11条の2の規定により確認を

受けた理容所については、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定は適用しない。

~~~~~

**広島市条例第 6 7 号**

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市美容師法施行条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

**広島市美容師法施行条例**

(趣旨)

第 1 条 この条例は、美容師法（昭和 3 2 年法律第 1 6 3 号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第 2 条 美容師法施行令（昭和 3 2 年政令第 2 7 7 号）第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して美容を行う場合
- (2) 刑務所、拘置所、少年院等の施設に収容されている者に対して美容を行う場合
- (3) 興行場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 7 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場において出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合
- (4) 停泊中の船舶の船員で上陸することができないものに対して美容を行う場合
- (5) 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 2 3 条第 1 項第 1 号に規定する収容施設に避難している者に対して美容を行う場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長においてやむを得ない理由があると認める場合

(美容師が講ずべき措置)

第 3 条 法第 8 条第 3 号に規定する条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容を行う際は、洗浄済みの作業衣を着用すること。
- (2) 常に手指の爪を短く切った状態にし、客 1 人ごとに手指を消毒すること。
- (3) 毛そりに用いる石けん液は、客 1 人ごとに新しいものを使用すること。
- (4) 医薬品、化粧品その他これらに類するものは、衛生上有害となるおそれのないものを使用すること。

2 美容所以外の場所で美容を行う場合は、前項の条例で定める措置は、同項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 消毒器具及び消毒薬を携帯すること。
- (2) 未消毒の器具と消毒済みの器具とを区別して収めることができる適当な容器を携帯すること。
- (3) 美容に必要な数の器具及び布片を携帯すること。

(美容所の開設者が講ずべき措置)

第 4 条 法第 1 3 条第 4 号に規定する条例で定める措置は、次の

とおりとする。

- (1) 美容所は、隔壁等により区画すること。
- (2) 美容を行う場所（以下「作業場」という。）の面積は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに定める面積を下回らないこと。

ア 作業場に設けられた美容用椅子、セット台、スタンド式ドライヤーその他 1 台当たりの占有面積の大きさがこれらに準ずるものとして規則で定める美容用設備の台数が 4 以下の場合 9 平方メートル

イ アの台数が 5 以上の場合 1. 6 5 平方メートルに当該台数から 4 を減じた数を乗じて得た面積に 9 平方メートルを加えた面積

- (3) 作業場と明確に区分された待合所を設けること。
- (4) 作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。
- (5) 未消毒の器具と消毒済みの器具とを区別して収めることができる適当な設備を設けること。
- (6) 天井は、ほこりの落ちない構造とすること。
- (7) 美容に必要な数の器具及び布片を備えること。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があり、かつ、衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第 4 号の洗髪のための洗場を設けないことができる。

(委任規定)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 9 年 5 月 1 日前に法第 1 2 条の規定により確認を受けた美容所については、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定は適用しない。

~~~~~

広島市条例第 6 8 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市道路構造基準等条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市道路構造基準等条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 0 条第 3 項、第 4 5 条第 3 項及び第 4 8 条の 3 ただし書並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、道路の構造の基準等を定めるものとする。

(道路の構造の基準)

第 2 条 道路法第 3 0 条第 3 項に規定する条例で定める基準は、道路構造令（昭和 4 5 年政令第 3 2 0 号）第 4 1 条第 2 項に規定する基準とする。

第 3 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 0 条第 1 項に規定する条例で定める基準は、次項に規定す

るもののほか、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）第3条から第37条まで及び附則第2項から第6項までに規定する基準とする。

- 2 歩道又は自転車歩行者道で横断歩道に接続する部分の縁端は、車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルとする。ただし、道路の構造その他の状況によりやむを得ないと認められる場合においては、当該段差を1センチメートルまで縮小することができる。

（道路標識の寸法）

第4条 道路法第45条第3項に規定する条例で定める寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年^{総理建設}府令第3号）別表第2に規定する道路標識（案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。））に限る。）の寸法とする。

- 2 案内標識に係る文字の縮小は、道路の構造その他の状況によりやむを得ないと認められるもので、縦寸法又は横寸法のいずれかの0.8倍までのものに限るものとする。

（立体交差とすることを要しない場合）

第5条 道路法第48条の3ただし書に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
(2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
2 この条例の施行の際現に設置されている案内標識に係る文字については、第4条第2項の規定は適用しない。

広島市条例第69号

平成24年12月18日

広島市自転車等駐車場条例及び広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市自転車等駐車場条例及び広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例

（広島市自転車等駐車場条例の一部改正）

第1条 広島市自転車等駐車場条例（昭和60年広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（標識）

第13条の2 道路法第24条の3の規定により自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 料金の額
(2) 供用時間

- (3) 料金の徴収方法
(4) 割増金の徴収に関する注意事項
(5) 駐車をすることができる自転車等
(6) その他駐車に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車をしようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

（広島市道路附属物駐車場条例の一部改正）

第2条 広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（標識）

第7条の2 道路法第24条の3の規定により駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金（駐車場の管理を次条第1項の指定管理者に行わせる場合にあっては、第12条第1項の利用料金。第3号において同じ。）の額
(2) 第3条の時間
(3) 駐車料金の徴収方法
(4) 割増金の徴収に関する注意事項
(5) 駐車をすることができる自動車
(6) その他駐車に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車をしようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

広島市条例第70号

平成24年12月18日

広島市市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市営駐車場条例の一部を改正する条例

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「この条」の右に「，第7条の2」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（標識）

第7条の2 駐車場法第8条第2項の規定により路上駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金（路上駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、路上利用料金。第3号において同じ。）の額
(2) 供用時間
(3) 駐車料金の徴収方法
(4) 割増料金の徴収に関する注意事項
(5) 駐車をすることができる自動車
(6) その他駐車に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車をしようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

**広島市条例第 7 1 号**

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

**広島市下水道条例の一部を改正する条例**

広島市下水道条例（昭和 4 7 年広島市条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 条」を「第 4 条の 2」に改める。

第 1 条中「及び使用」を「， 使用等」に改める。

第 2 章中第 5 条の前に次の 1 条を加える。

（公共下水道の構造の基準）

第 4 条の 2 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める基準は、次に掲げる規定に規定する基準とする。

- (1) 下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号。以下「令」という。）第 5 条の 8 から第 5 条の 1 1 まで
- (2) 下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 1 5 年政令第 4 3 5 号）附則第 2 条第 1 項
- (3) 下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 1 7 年政令第 3 2 7 号）附則第 2 条

第 1 4 条中「下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

（終末処理場の維持管理）

第 1 8 条の 2 法第 2 1 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、令第 1 3 条各号に規定するところにより行うものとする。

**附 則**

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

広島市条例第 7 2 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市河川管理施設等構造基準条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市河川管理施設等構造基準条例

河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 1 0 0 条第 1 項において準用する同法第 1 3 条第 2 項に規定する条例で定める基準は、次に掲げる規定に規定する基準とする。

- (1) 河川管理施設等構造令（昭和 5 1 年政令第 1 9 9 号）第 7 7 条
- (2) 河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第 3 4 3 号）附則第 2 条

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

**広島市条例第 7 3 号**

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

**広島市公園条例の一部を改正する条例**

広島市公園条例（昭和 3 9 年広島市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法に」を「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）並びにこれらの法律に」に改める。

第 3 条を削る。

第 2 章の章名中「管理」を「設置及び管理」に改める。

第 2 章中第 4 条の前に次の 3 条を加える。

（公園の設置基準）

第 3 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号。以下「令」という。）第 1 条の 2 及び第 2 条に規定する基準とする。

（公園施設の設置基準）

第 3 条の 2 法第 4 条第 1 項の条例で定める割合は、1 0 0 分の 2 とする。ただし、令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公園については、1 0 0 分の 3（その割合が 1 0 0 分の 3 を超えることについて相当な理由があるものとして市長が定める公園については、1 0 0 分の 5）とする。

2 法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、令第 6 条第 2 項から第 5 項までに規定する範囲とする。

第 3 条の 3 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 3 条第 1 項に規定する条例で定める基準は、次項及び第 3 項に規定するもののほか、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 5 号。以下「基準省令」という。）第 2 条から第 1 3 条までに規定する基準とする。

2 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者，障害者等が利用するものを設ける場合は、そのうち 1 以上の園路及び広場の出入口及び通路の幅は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口の幅は、2 0 0 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、9 0 センチメートル以上とすることができる。

(2) 通路の幅は、2 0 0 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5 0 メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたときは、1 2 0 センチメートル以上とすることができる。

3 基準省令第 8 条第 2 項第 1 号の便房及び当該便房が設けられた便所並びに同項第 2 号の便所の出入口の幅及び戸を設ける場

合の戸の幅は、90センチメートル以上としなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 広島市条例第74号

平成24年12月18日

広島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市議会委員会条例の一部を改正する条例

広島市議会委員会条例（昭和31年広島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「常任委員会の名称」を「常任委員の所属，常任委員会の名称」に改める。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属，常任委員会」に改め，同条中「所管は」を「所管は，」に改め，同条を同条第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

議員は，それぞれ1の常任委員となるものとする。

第5条に次の1項を加える。

3 特別委員は，特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

#### 附 則

この条例は，地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

#### 広島市条例第75号

平成24年12月18日

地方自治法第207条等による費用弁償額及び支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 地方自治法第207条等による費用弁償額及び支給方法条例の一部を改正する条例

地方自治法第207条等による費用弁償額及び支給方法条例（昭和22年7月28日広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め，同条第2号中「第109条第6項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）」を「第109条第5項において準用する同法第115条の2第2項」に改め，同条第4号中「第109条第5項（同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）」を「第109条第5項において準用する同法第115条の2第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は，地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

## 規 則

#### 広島市規則第92号

平成24年12月18日

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市児童相談所長に対する事務委任規則（昭和55年広島市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「，第2項及び第4項」を「から第3項まで」に改める。

#### 附 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。

#### 広島市規則第93号

平成24年12月28日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第6条中「届書記載の」を「届出に係る」に改める。

第8条の2を次のように改める。

第8条の2 扶養親族のある職員について任命権者を異にした人事異動があつた場合は，人事異動前の任命権者は，その職員の扶養親族異動届を人事異動後の任命権者に送付するものとする。ただし，当該扶養親族異動届に係る届出が庶務事務システム（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理のシステムで，企画総務局人事部人事課長が管理するものをいう。以下同じ。）によりされた場合であつて，人事異動の前後の任命権者双方が庶務事務システムを使用できるときは，この限りでない。

2 前項の場合において，人事異動前の任命権者は，扶養事実を証明する書類（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）を保管するものとする。

第8条の3中「行なう」を「行う」に，「証拠書類」を「書類」に改める。

#### 附 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。

#### 広島市規則第94号

平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

# 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和 5 7 年広島市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条中「実績簿」の右に「（これに相当するものとして庶務事務システム（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理のシステムで、企画総務局人事課が管理するものをいう。）により管理するものを含む。）」を加える。

## 附 則

この規則は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

## 告 示

### 広島市告示第 5 6 5 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 9 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松 井 一 實

記

## 【指 定 期 間】

平成 2 4 年 1 2 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日まで

| 医療機関名称               | 郵便番号     | 所 在 地                                 | 電話番号         |
|----------------------|----------|---------------------------------------|--------------|
| エルク薬局                | 731-0103 | 広島市安佐南区緑井二丁目 1 3 番 1 7 号 サングリーンビル 2 階 | 082-870-5077 |
| ベリカン薬局               | 731-0154 | 広島市安佐南区上安二丁目 2 0 番 4 0 号              | 082-846-6021 |
| ニチケアセンター牛田訪問看護ステーション | 732-0066 | 広島市東区牛田本町四丁目 2 番 2 1 号                | 082-502-1590 |
| 訪問看護ステーション古の市        | 731-0123 | 広島市安佐南区古市三丁目 5 番 3 号                  | 082-876-3903 |

### 広島市告示第 5 6 6 号

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項又は第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号又は第 1 1 5 条の 2 0 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 平成 2 4 年 1 2 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者     | 事業所           |                      | サービスの種類                      |
|---------|---------------|----------------------|------------------------------|
|         | 名称            | 所在地                  |                              |
| 株式会社リアン | 小規模多機能型ホームでしお | 広島市南区出汐一丁目 4 番 1 6 号 | 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 |

### 広島市告示第 5 6 7 号

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第 8 5 条第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 平成 2 4 年 1 2 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者           | 事業所                 |                          | サービスの種類 |
|---------------|---------------------|--------------------------|---------|
|               | 名称                  | 所在地                      |         |
| 医療法人誠正会       | 居宅介護支援事業所こじま        | 広島市安佐南区祇園四丁目 8 番 5 号     | 居宅介護支援  |
| 有限会社バースト      | ケアサポートセンター丹那        | 広島市南区丹那町 2 2 番 1 0 ー 5 号 | 居宅介護支援  |
| 株式会社ニチイ学館     | ニチケアセンター矢賀居宅介護支援事業所 | 広島市東区矢賀二丁目 8 番 1 9 号     | 居宅介護支援  |
| 企業組合労協センター事業団 | ワーカーズコープケアプランばーちえ   | 広島市安芸区矢野町 7 5 2 ー 1 9 0  | 居宅介護支援  |
| 株式会社ネクサス      | 居宅介護支援事業所キララ五日市     | 広島市佐伯区五日市駅前一丁目 1 1 番 5 号 | 居宅介護支援  |

### 広島市告示第 5 6 8 号

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項及び第 5 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 7 8 条第 1 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 平成 2 4 年 1 2 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者               | 事業所                  |                               | サービスの種類                      |
|-------------------|----------------------|-------------------------------|------------------------------|
|                   | 名称                   | 所在地                           |                              |
| 株式会社コミュニティ・ライフもみじ | ヘルパーステーション鷹野橋        | 広島市中区千田町一丁目 4 番 2 号           | 訪問介護及び介護予防訪問介護               |
| 特定非営利活動法人さんぽ      | ヘルパーセンターさんぽ          | 広島市東区若草町 15 番 15 号            | 訪問介護及び介護予防訪問介護               |
| 株式会社ニチイ学館         | ヘルパーステーション丹那         | 広島市南区丹那町 22 番 10 ー 5 号        | 訪問介護及び介護予防訪問介護               |
| 株式会社ニチイ学館         | ニチケアセンター矢賀訪問介護事業所    | 広島市東区矢賀二丁目 8 番 19 号           | 訪問介護及び介護予防訪問介護               |
| 株式会社ニチイ学館         | ニチケアセンター牛田訪問看護ステーション | 広島市東区牛田本町四丁目 2 番 21 号倉本ビル 2 F | 訪問看護及び介護予防訪問看護               |
| 株式会社ニチイ学館         | ニチケアセンター牛田訪問看護ステーション | 広島市東区牛田本町四丁目 2 番 21 号倉本ビル 2 F | 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導       |
| 株式会社ニチイ学館         | ニチケアセンター矢賀通所介護事業所    | 広島市東区矢賀二丁目 8 番 19 号           | 通所介護及び介護予防通所介護               |
| 有限会社バースト          | デイサービスセンター丹那         | 広島市南区丹那町 22 番 10 ー 5 号        | 通所介護及び介護予防通所介護               |
| 株式会社あかしあ          | 介護付有料老人ホームあかしあ大河     | 広島市南区南大河町 12 番 1 号            | 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 |

### 広島市告示第 5 6 9 号

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1

項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 スパーク江波店
- (2) 所在地 広島市中区江波二本松二丁目1182番地49ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
- 有限会社江波興産
- 代表取締役 金光 謙治
- 広島市中区江波二本松二丁目7番48号
- 3 変更事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (変更前) 別紙のとおり。
- (変更後) 別紙のとおり。
- 4 変更年月日
- 別紙のとおり。
- 5 届出年月日
- 平成24年11月27日
- 6 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
- 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
- 広島市中区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間
- 平成24年12月3日から平成25年4月3日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
- 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
- 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限 平成25年4月3日
- (2) 提出先
- 〒730-8586
- 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
- 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第570号

平成24年12月3日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第7項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更の届出のあった地域包括支援センターの設置者の名称
- 社団法人 広島県看護協会
- 2 変更事項及び変更内容

| 変更事項                | 変更内容          |                 |
|---------------------|---------------|-----------------|
|                     | 変 更 前         | 変 更 後           |
| 広島市鞆町地域包括支援センターの所在地 | 広島市中区白島中町9番1号 | 広島市中区東白島町13番26号 |

- 3 変更の期日
- 平成24年12月17日

広島市告示第571号

平成24年12月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 丸善ビル
- (2) 所在地 広島市中区堀川町7番5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
- 齊藤 尊ほか3名
- 広島市西区山手町3番1号ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者

| 小売業者                                     |                          | 住 所                         |
|------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 名 称                                      | 代表者                      |                             |
| エイチ・アンド・エム<br>ヘネス・アンド・マウリ<br>ッツ・ジャパン株式会社 | 代表取締役<br>クリスティン・<br>エドマン | 東京都渋谷区宇田川町33<br>番6号渋谷フラッグ6階 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
- 平成25年8月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 1,554平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
- 16台
- (2) 駐輪場の収容台数
- 44台
- (3) 荷さばき施設の面積
- 3.2平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
- 7.95立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前 1 0 時

イ 閉店時刻 午後 9 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

1 か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午前 1 0 時まで

8 届出年月日

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

9 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所市民部市政調整課

1 0 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成 2 4 年 1 2 月 4 日から平成 2 5 年 4 月 4 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 4 年 1 2 月 2 9 日から平成 2 5 年 1 月 3 日までを除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

1 1 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成 2 5 年 4 月 4 日

- (2) 提出先

〒 7 3 0－8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 5 7 2 号

平成 2 4 年 1 2 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第 5 7 3 号

平成 2 4 年 1 2 月 5 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フレスタ可部店

- (2) 所在地 広島市安佐北区亀山三丁目 2 2 3 3 番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フレスタ

代表取締役 宗 兼 邦生

広島市西区横川町三丁目 2 番 3 6 号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者     | 開店時刻         | 閉店時刻           |
|----------|--------------|----------------|
| 株式会社フレスタ | 午前 9 時 3 0 分 | 午後 1 1 時 0 0 分 |
| 株式会社リカーズ | 午前 9 時 3 0 分 | 午後 1 1 時 0 0 分 |

(変更後)

| 小売業者     | 開店時刻         | 閉店時刻           |
|----------|--------------|----------------|
| 株式会社フレスタ | 午前 9 時 0 0 分 | 午後 1 1 時 0 0 分 |
| 株式会社リカーズ | 午前 9 時 0 0 分 | 午後 1 1 時 0 0 分 |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

| 駐車場No. | 駐車可能時間帯                        |
|--------|--------------------------------|
| 1      | 午前 9 時 0 0 分から午後 1 1 時 3 0 分まで |
| 2      | 午前 9 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで |
| 3      | 午前 9 時 0 0 分から午後 1 1 時 3 0 分まで |

(変更後)

| 駐車場No. | 駐車可能時間帯                        |
|--------|--------------------------------|
| 1      | 午前 8 時 3 0 分から午後 1 1 時 3 0 分まで |
| 2      | 午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで |
| 3      | 午前 8 時 3 0 分から午後 1 1 時 3 0 分まで |

4 変更年月日

平成 2 4 年 1 2 月 4 日

5 届出年月日

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成24年12月5日から平成25年4月5日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年4月5日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第574号

平成24年12月5日

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式による住居表示の実施のため、別図第1に示す町及び字の区域を別図第2に示すとおり変更することについて、同法第5条の2第1項の規定により公示します。

なお、公示した案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市議会議員及び市長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、市長に対し、平成25年1月4日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

広島市長 松 井 一 實